

第2回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

1. 開催日時 平成29年5月2日（火）午後6時30分～8時30分
2. 会場 防府市役所 1号館3階 第1会議室
3. 出席委員 7人（欠席：1人）
4. 傍聴人 2人
5. 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

防府市自治基本条例運用状況の検証

- ・防府市自治基本条例施行後の市の取組状況について
- ・防府市自治基本条例の見直しに関する提言への対応状況について

○事務局

会議資料の確認

4月1日付けで異動のあった職員の紹介（各自自己紹介）

この協議会においては自治基本条例の運用状況を検証するほか、条文の見直しの必要性について検討していただきます。前回配布の会議開催スケジュール（案）においては、今回と次回の2回で「条例の運用状況の検証」を行う予定としています。条例に沿った運用がされているか、規定が時代や社会情勢に対応しているかというところに重点を置き、課題の洗い出しを行うため、様々なご意見等をいただきたいと思います。また、改正のみではなく、新しい条文の追加等のご意見もありましたらお願いします。それでは、ここからの進行を委員長にお願いします。

○委員長

条例の運用状況の検証については2回程度で協議するということですので、今回の会議では第7章まで進めていきたいと思います。まずは、前回の協議会でA委員から資料提供の依頼があった国の施策等に対する市の取組みと、市の取組みに対する成果・効果の部分について、それから、協議会の後に藤本委員から質問があったということでしたのでそちらについて事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料は「第四次防府市総合計画」のうち、分野別計画の施策体系図と「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）」、「行政評価調書（抜粋）」の3つです。

国の施策に関連する取組みは多岐にわたりますが、ここでは、第四次防府市総合計画（平成27年度中間見直し）に記載の分野別計画の施策体系図と防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載の具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）をそれぞれ抜粋したものをお渡ししています。

総合計画は、市が実施する様々な取組みの指針となる、本市の最上位計画です。また、総合戦略は総合計画の中に位置づけられ、特に少子高齢化及び人口減少克服に向け、新たな雇用の創出、少子化の歯止め、活力ある地域づくりを実現するための施策を戦略的に構築し、本市における地方創生の取組みを進めるものです。

評価に関する資料としては「行政評価調書（抜粋）」をお渡ししています。

行政評価調書は、本市で実施している施策や事務事業について、成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を自ら評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質の向上を図り、第四次防府市総合計画の将来都市像（人まち元気 誇り高き文化産業都市 防府）の実現を目指しています。

お手元の行政評価調書は平成28年度評価で、平成27年度と平成28年度に実施の事務事業と施策を対象に「事務事業評価」と「施策評価」を実施したものです。

この行政評価調書と、第2回会議資料No.1「防府市自治基本条例 市の取組み状況」との関連について行政評価調書のページ順に説明します。

行政評価調書の右上、整理番号『1-5 防災対策の充実』については、条例第23条「危機管理」の条文と対応します。第23条では「市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。」と記載されており、資料1では4ページに、取組み内容を掲載しています。

評価については、行政評価調書の『DO 事務事業の状況について』において各課実施の事務事業について方向性の評価、事業に対する評価を担当課が行ない、『CHECK 施策評価』において、施策の達成度と有効性について総合政策課が評価しコメントしています。

ただし、行政評価調書と第2回会議資料No.1に記載の取組み状況は必ずしも一致しません。第23条でいえば『地域防災計画の見直し、改訂』と『津波避難計画の策定、地域津波避難計画に関するワークショップの開催』、『出前講座等を用いた啓発活動』については、行政評価調書のページ中ほどの事務事業欄、「防災訓練・講習会等実施事業」と「防災広報啓発推進事業」の一部として評価されています。

また、成果・効果の部分については、行政評価調書の『PLAN 政策や施策の状況について』に「市民満足度」という項目があります。これは、防府市総合計画を平成27年度に見直しを行うにあたり、平成26年に実施した市民アンケートの結果（市民アンケートで「そう思う」「どちらかというと思う」の割合）です。

こちらは施策全体に対するものであり、取組み一つひとつに対するものではありませんが、第23条「危機管理体制の整備に努めなければなりません」に対応した取組みを行った結果に対する成果のひとつであると受け止めています。

この後の、抜粋された行政評価調書の各施策が自治基本条例の何条部分に該当するかについてご説明

します。

行政評価調書の整理番号『6-2 地域コミュニティの推進』では「自治会など地域コミュニティの活動が活発に行われている」と思う市民の割合は36%から49%に増加しており、『6-3 自主的・主体的な市民活動の推進』では「ボランティア活動やNPO活動などに積極的に参加している」と思う市民の割合は16%から20%となっています。これは自治基本条例の条文でいえば資料No.1の5ページ、第30条第2項にあります「地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします」に対して取り組んだ成果・効果であると考えられます。

『6-4 市民の参画と協働による市政の推進』では「広報誌などで、行政からの情報が分かりやすく説明されている」と思う市民の割合は53%から68%になっており、これは資料No.1の3ページ、第15条第1項の取組み状況として記載している広報誌、テレビやラジオによる市政情報の公開という取組みに対する成果・効果であると捉えています。

また、「市政に市民の意見が十分に反映されている」と思う市民の割合は17%から22%になっています。こちらは条例の第9章全体に関連しています。

『6-5 計画的な行財政運営の推進』は「市税が有効に使われている」と思う市民の割合が14%から24%になっています。こちらは事務事業が多岐にわたっていることから、関連する条文も複数になりますが、資料No.1の2ページ、第10条第2項の職員研修、4ページの第24条第2項の取組みは普通財産管理事業に関連しており、これらの取組みを行った結果の成果・効果としての市民満足度であると考えています。

『6-6 広域連携の推進』については、「他の自治体との広域的な交流が行われている」と思う市民の割合で、12%から19%となっております。連携と交流ということで少しニュアンスが異なるかもしれませんが、資料No.1の5ページ、第31条において他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする、とした条文に関する取組みの成果であると考えます。

行政評価調書については以上です。続いて、総合戦略の抜粋には、重要業績評価指標（KPI）というものがあります。

総合戦略においては各政策分野の下に盛り込む具体的な施策について、それぞれに対して客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定しております。重要業績評価指標（KPI）は施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のことで、平成31年の目標値が設定されています。いくつかの目標値はすでに達成されているため、平成28年12月の改訂時にさらに上の目標値へ変更されております。

いずれも抜粋になりますが、現在、本市の事業に対する評価で委員の皆様にご提供することができる資料は以上です。

条文に対する取組みの成果や効果をお示しできない項目もございますが、自治基本条例が政策条例ではなく、まちづくりの基本理念や基本原則を表現したものであるという性質を鑑みていただき、資料に

ついて了承いただければと思います。

続いて、藤本委員からいただいた2つの意見について紹介と、事務局の見解をお答えします。なお、回答に当たっては市の法務推進課と協議していることを申し添えます。

1つ目として、現在の防府市自治基本条例には表彰に関する規定がない。表彰については表彰条例を定めている自治体もあるが、防府市では規則で定めているのみであるから、他市の自治基本条例で表彰の規定を設けているところがないか調べてほしいというご意見をいただきました。

他市の状況について事務局で調べたところ、自治基本条例に表彰の規定を設けている自治体は神奈川県中井町の1件のみと少ないながらも事例がありました。

また、表彰条例を定めているところがあるが、防府市は規則のみという点についてですが、「表彰」について条例で定めるのか、規則で定めるのか、これはそれぞれの自治体の考え方によります。法令により条例で定めるとされたもの、市民の権利を制限し、または市民に義務を課すもの、市民生活に大きな影響を及ぼす施策を実行するもの等については条例事項となりますが、そういった絶対的な条例事項でなければ規則で定めることに問題はありません。

現在の防府市の「防府市表彰規則」については、市がどういった基準で誰を表彰するのかといった市の考え方や市内部での基準を定めたものであり、市長の権限に近いものとの考えから、規則で定めることに問題はありません。また、県内他市の状況としては、条例で定めた市は6市（下関・宇部・萩・長門・山陽小野田・美祢）、規則で定めた市は防府市を含めて7市（山口・下松・岩国・光・柳井・周南・防府）、山口県も表彰については規則で定めています。

補足として、防府市では「防府市景観条例」で表彰について規定している例があるように、個別の目的実現に向けて表彰という手法を用いることが有効と判断したものについては、個別条例に表彰に関する規定を置くことも考えられます。

これらのことを踏まえ、自治基本条例に新たに追加する必要があるかについては協議会で御協議いただきたいと思います。

2つ目は、自治基本条例に定めてある項目で条例制定の規定を設けているものがあるが、個別条例をみても自治基本条例とのつながりが分からないので、個別条例において「法第〇条の規定により」というような形で「自治基本条例第〇条の規定による」旨の記載が必要ではないかという意見をいただきました。

自治基本条例は、第2条において条例の位置づけを規定していますが、解説にもありますように、効力に関しての優位性を持たせるものではなく、理念的に他の条例を規律する上位の規範として位置づけているものです。また、自治基本条例で「別に定める」とされている「情報公開」、「個人情報」、「行政手続」等には、その考えを参酌している法律があり、また、「財政状況の公表」については、地方自治法において条例で定めることとされています。このことからすると、自治基本条例だけで個別の条例が定められているものではありませんので、「自治基本条例の規定による」旨の記載は適切でないと考えています。

○委員長

質問、意見等ありましたらお願いします。

○A委員

この行政評価調書は、どこがどのように作ったものですか。この市民満足度については市民アンケートを行ったものですか。また、市民アンケートによるものであるなら、定期的に行っているものですか。

○事務局

行政評価調書については総合政策課で作成しています。市民満足度については、平成27年度の総合計画の見直しに当たって、平成26年度に高校生以上の市民3,000人を無作為抽出して行ったアンケートの結果を基にしています。

○A委員

行政評価調書の項目はどのように定めてあるのでしょうか。何かの計画に沿ったものですか、それともピックアップされているものですか。

○事務局

防府市総合計画における施策体系図に記載されている施策がそれぞれ評価対象になっています。今回お渡ししているものは、自治基本条例の記載に対応する取組みに合致するものを抜粋しています。例えば「防災対策の充実」でいえば、施策体系図の「政策1」「施策5」に対応しています。

○委員長

今回の資料は抜粋で、この施策体系図の全ての事業に対して評価が行われていて、施策体系図の政策、施策の番号が行政評価調書の整理番号になっているということですね。

○B委員

行政評価調書の93ページ、地域コミュニティ活動の推進ということが書いてあるのですが、目標指標は「新たな地域コミュニティ組織構築地域数」15地域とありますが、実績は平成27年度時点で0地域となっており、多難な状況に見えます。しかし、市民満足度指標では「自治会などの地域コミュニティの活動が活発に行われている」ということで、回答する市民には自治会と地域コミュニティの違いも良く分からないままに答えてしまい、49%という数字が出ているように思います。

また、施策評価は「少し遅れている」となっていますが、市民感覚としてはかなり遅れているように感じますし、施策の有効性についても、0地域という数字がものごとがたっているような気がします。「地域コミュニティ＝自治会」と受け取れるような表現で市民満足度を出すより、「新たな地域コミュニティ組織構築地域数が0地域」ということをしっかりと見ていかないといけないと思いますので、この項目については行政評価がやや甘いように見えました。

私の一番の関心ごとでもある防災と地域の子どもの育成活動にもつながってきますが、これからのまちづくりは今の子ども達が担っていくこととなります。新たな地域コミュニティを構築し、自治会や

社会福祉協議会などの垣根を越えてやっていかないといけないというのは、自治基本条例の考え方の根本でもあると思いますので、このあたりを明確にしていかないと市民に自治を展開していくことは難しいのではないかと思います。

○委員長

新たな地域コミュニティとは何を指しているのかなど、事務局から答えられる範囲でお願いします。

○事務局

新たな地域コミュニティは、自治会に限らず、地域の様々な団体がまとまりを持って活動できる組織体ということで構築を目指したのですが、ご指摘通りの状況になっています。

（既存の様々な団体を包括した組織を構築し、市が）一括して交付金を出すというものを新たな地域コミュニティ組織とするならば、現時点でも0地域という状況であり、32年度までの目標達成というのは難しいのではないかと考えています。地域コミュニティ組織構築のための別の角度からの取組については徐々に進めているところではありますが、新たな地域コミュニティ組織の構築という点においては担当課として厳しい状況にあると受け止めています。

○委員長

非常に大切なところだと思います。このあたりについては次回、またお話ししたいと思います。そのほか、意見はありますか。

意見なし

それでは、本日の本題に入ります。今回の会議では、資料に沿って条例が正しく運用されているか、それに対して条例を改正する必要があるか、あるいは解説を修正した方が良いところなどありましたら意見をいただきたいと思います。進め方としては、1章ごとに事務局から説明をいただき、その都度確認するかたちで進めて行きたいと思います。

○事務局

市の取組み状況と提言への対応状況について説明します。第1章は総則、第2章は自治の基本理念及び基本原則、第3章は市民及び市民等の権利と責務について規定する条文ですので、市の取組状況については省略します。

第4章以降について資料に沿って説明しますので、前回資料の「防府市自治基本条例〈解説〉」と併せて確認いただき、意見をいただきたいと思います。

第4章について説明

○委員長

質問、意見等お願いします。

○C委員

議会概要報告会と議会報告会については、自治会連合会と防府市議会とで協定を結んでいますので、それを基にというところを入れて分かりやすくしていただきたいと思います。

○事務局

会議資料は後日HPに掲載しますので、その際に訂正させていただくということによろしいですか。記載内容については次回会議の前に説明したいと思います。

○委員長

そのほか、何か意見はありますか。

意見なし

では、続いて第5章の説明を事務局からお願いします。

○事務局

第5章について説明

○委員長

主に第10条第2項についての説明でしたが、委員の皆様から何か意見等ありましたらお願いします。

○事務局

補足として申し上げます。平成29年3月に職員課から研修に関する文書が庁内に出されました。その文書の中に研修が地方公務員法何条に基づくというような記載があったのですが、自治基本条例にも「職員の能力向上を計らなければなりません」とあるとか、職員の「知識の習得及び技能の向上に努めなければなりません」などの規定がありますので、地方公務員法の規定などと併記していくことで職員への周知につながるのではないかと感じているところです。現時点で具体的に動いているわけではありませんが、このことについては職員課の研修担当のほうにも伝えておこうと考えています。

○C委員

職員の先進地視察について、具体的にどういうケースで行われているかについて教えていただきたいと思います。今はインターネットなどを通じて情報は簡単に入手できますが、職員が現地に行って学ぶということは非常に大切なことだと考えていますので、そのあたりの取り扱いについて検討いただきたいと思います。

○事務局

(職員の能力向上を計るための)先進地視察については、自主的な調査研究テーマを掲げ、自発的に先進地を訪問することによって、自ら学習成果を達成することを目的に活動する職員グループに、必要

経費を助成するという制度を設けています。対象は全職員で助成上限金額は9万円、同一テーマを掲げる職員2名以上を1グループとし、自発的に視察先を選択、実施するもので、テーマ設定は「市の行政事務運営の効率化に関すること」、「市が実施すべき新たな施策に関すること」、「その他、市行政の推進に関して参考になるようなこと」の主旨にそったものとしています。なお、直近5年間での実績は0件です。

○A委員

「先進地視察」というと、各課で業務を行う上で現地に行って学ぶというイメージをしていましたが、そういうものではないということですか。

○事務局

ここで掲載しているものは、自発的な職員の能力向上を支援し、市全体の業務改善につなげていくものに対して助成する制度ですので、基本的には所属する部署の業務以外ということになります。

○A委員

「先進地視察」と書いてあっても、読む側にはその違いは分かりません。一般的には先進地視察といえば、例えば庁舎建設の参考にするためにその部署の職員が他市へ視察に行くというイメージですが、それは別に行なっているということですか。

○事務局

漠然と先進地視察と記載したため分かりにくかったかと思いますが、先ほど説明した助成制度とは別に、大きなプロジェクトや政策、新しいことに取り組む際には先進地視察を行います。昔と比較するとかなり予算は縮小され、以前は2人で行っていたものを1人にするなど、最少人数での視察となっていますが、必要な視察については予算措置を行ない、各部署で行なっています。

○委員長

各部署でも必要な視察は行なっているので、それも先進地視察の1つだということですね。

○C委員

実績はどうなっていますか。

○事務局

助成制度を活用したのものについては0件です。各部署で行なった先進地視察については今回提示できる資料がありませんので、次回お示ししたいと思います。

○D委員

行政が主催する研修は少なくないと思いますが、例えばNPOなど、異業種と一緒にいこう職員研修というものは最近どのような状況ですか。

○事務局

NPOと一緒に受講する研修については、こちらで把握している限りでは行なっていません。異業種との関わりという意味では、民間派遣研修や、山口県人づくり財団の研修などで他市町村や県の職員と研修を受ける機会があります。

○D委員

市民活動支援センターで企画した研修では、市民活動推進課の職員など、多くの市職員が参加されました。また機会がありましたら、予算等厳しい面もあるかと思いますが、職員が参加しやすい環境づくりをお願いしたいと思います。

○事務局

職員の自己啓発という意味で、ご案内があった際には、庁内の電子掲示板に掲載するなどして周知を図っています。休日に参加しているものについては把握が難しいところですが、少なからずあると思っています。

○B委員

市民活動支援センターのセミナーや講座に何度か出ていますが、市職員が来られていると嬉しく思いますし、グループディスカッションのときなどにも話が広がります。職員研修も先進地視察も職員の能力向上を図るものですから、こうした外部の研修も含め、積極的に外を見ていただいて、自分を磨いていただく機会を多く作っていただければ良いと思います。

○委員長

特に市民活動の分野で市職員も自主的に外へ出て行く動きが広がっていますので、そういった輪を広げていけたら良いという提言だと思います。

○E委員

研修をされた後の評価、実績という部分については決まりがありますか。例えば接遇についてですが、市民と接する機会の多い部署では非常に対応が良く、研修の効果が出て居るのではないかと思います。市民と接する機会の少ない部署については今ひとつ生かされていないように感じましたので、評価についてお聞きしたいと思います。

○事務局

接遇については、接遇研修のほか、業者による覆面調査を実施し、窓口対応や電話対応の評価を行い、その結果を全庁に公表して改善に取り組んでいます。ご指摘の通り、市民との接点の少ない職場においては評価が低い傾向があり、課題として認識しています。

○委員長

では、続いて第6章について事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6章について説明

○委員長

総合計画について質問はありますか。

○A委員

全体を通して思うのですが、資料が簡潔すぎてよく分かりません。例えば第13条第2項の取組みにある市民アンケート実施の横に対象や回収率を記載するなどしていただければ分かりやすくなったと思います。「市民アンケート実施」だけでは、市民アンケートをしたということは分かりますが、質や規模、効果については分かりません。第10条第2項の「暮れ六つT r y あんぐるセミナー」についても同じく、よく分かりません。

○委員長

「暮れ六つT r y あんぐるセミナー」について何か補足できることはありますか。

○事務局

基本的には職員を講師として年に5～6回、業務時間外に自主参加で行なわれる講座です。新しく取り組む事業や施策について職員に周知するものや、行政職員としての基本的な知識を学ぶ機会として行なわれています。

○A委員

規模はどのくらいですか。

○事務局

テーマによって異なりますが、20人～30人程度、多いときには70人程度が受講することもあります。

○C委員

行政と市民が一緒になって取り組むということは非常に大切な作業だと思います。そこで要望なのですが、各界、各層の市民の意見をより多く取り入れるために、まちづくり委員会の市民委員の数を増やすことはできないのでしょうか。ただ数を増やすという意味ではなく、より効果的に市民の意見を取り入れられる団体の選定、特に女性の意見をより取り入れられるような体制について検討いただきたいと思います。

○事務局

まちづくり委員会の設置要綱には学識経験者、団体代表者、公募による者の3つの区分で35名以内の委員で構成することとなっていますが、意見については担当課に伝えておきます。

○委員長

そのほか、何かありますか。

意見なし

第7章は分量が多いので、まずは第14条から第17条まで事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7章（第14条～第17条）について説明

○副委員長

第14条の取組み状況の中に、「健康増進課に子育て世代包括支援センターを新設」とありますが、ここについて詳しく聞かせてください。

○事務局

国の施策に従い、本市でも積極的に取り組む分野として、平成29年10月1日から開設するものです。出産前の方から台帳を作成し、各部署が連携して必要な支援を必要な方に提供できるようにつなぐことが主な役割となります。例えば虐待については児童相談室、学校と関係するものであれば学校教育課、その他にも県や医療機関などと連携していくことを想定しています。

○副委員長

核家族が増えていますし、働きながら子どもを産んで育ててという社会の中で、こういった取組が進んでいけば良いと思います。もう1点、第17条第1項の取組みで出前講座の紹介がありましたが、どのくらいのメニューがありますか。いろいろなテーマについて市民活動団体に届けることができるのは良いのですが、思ったようなメニューがないことも多いので、充実していけば良いと思います。

○事務局

メニューについては手元に資料がなく回答できませんが、「聞いて得するふるさと講座」という名称で各課から出前講座ができるメニューの取りまとめや受付を生涯学習課が行なっています。

○A委員

第十五条第1項の取組みとして、広報誌「ほうふ」の発行とありますが、例えば編集方針の変更など、取組み具合を表すようなものはありますか。

また、提言箱に寄せられた意見などから政策に取り入れた件数は何件くらいあるのでしょうか。

○事務局

広報誌の編集方針等については確認し、次回回答します。

○事務局

提言箱への回答内容は、提言者が公表しても良いとされた場合についてHPで内容を公表しています。中には回答不要というものもありますが、公表されているものについては提言の内容とそれに対する市の回答を見ることが出来ます。政策に取り入れたかどうかについては、かなりの件数がありますので、調査して後日回答します。

○D委員

図書館が指定管理に変わるにあたって、ルルサスに設置してあった提言箱は撤去されました。今はインターネットで提言を出すこともできる時代ではあるのですが、提言箱の設置場所が市民にとって出しやすい場所にあるのかどうかは気になるのですが、いかがでしょうか。

○事務局

意見として、担当課に伝えます。

○委員長

では、第7章の後半、第18条から第23条について事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7章（第18条～第23条）について説明

○C委員

第20条の取組み状況に「不当要求行為等防止対策委員会開催」とありますが、メンバーは固定されているのですか。また、開催回数についても変動があるのですが、このあたりについてお聞きしたいと思います。

○事務局

メンバーは各部長、その他の執行機関の事務局長を充てているほか、これらの職員が退職等により入れ替わることを見越して課長補佐級の職員を何名か指名しています。指名された職員については職位に関わらず2年間の任期中は委員として動くことになります。

この不当要求行為等防止対策委員会の任務は不当要求等に対する意識の共有や啓発のほか、正にそういう事態が発生したときに、緊急に集まって活動することです。主なターゲットは、暴力団関係者等による不当要求ですが、防府市ではあまり例がありません。また、不当要求防止責任者講習の受講者が増えてきたことや顧問弁護士との連携により、初動段階で毅然とした対応をとることや文書回答を求められたものに対する適切な対応が徹底されてきたことから、開催回数が減ってきています。近年では、緊急にこの委員会を開催したという例はなく、情報の共有や意識啓発という目的での開催のみとなっています。

○C委員

防府市内では例は少ないのかもしれませんが、他市、他県の事例を参考として研修するなど、油断せずに継続していくことが大切だと思います。

○E委員

不当要求への対応について出前講座をしていただくということは可能でしょうか。

○事務局

市職員は顧問弁護士からの研修を受けてはいますが、実際に対応した件数も少ないという中で、自らが指導できるレベルにあると言われると難しいのではないかと思います。

○副委員長

第23条の危機管理については色々進めておられるところかと思いますが、私が聞き及ぶところでは、やはり女性と子どもが災害弱者になってしまうという印象があります。災害弱者を救済するための方策をめぐらせなければいけないところなのですが、その1つとして女性のリーダーを育てなければいけないというところがあります。この取組み状況を見る限りではそういったところは見えてきませんが、いかがでしょうか。

○事務局

女性の活躍については、本市の職員の人数比率についても進んできているところではあります。災害が起きた際の避難所運営にも女性職員を派遣していますし、女性がリーダーとして動いていただかなければ市全体が機能しない状況にもなってきています。そういう観点から言えば、防災の第一線でも動けるように指導もしますし、現場にも出ています。また、各地域にお願いしている防災士については、女性比率が極めて低い状況でありますので、これを高めていきたいと思っています。地域からも女性を出していただき、女性のリーダーが増えていけばと思っています。

○副委員長

被災者が自分の苦しい胸の内を打ち明けられる相手として、女性の問題であったら女性でなければ分かってもらえないということがありますので、そういう意味でのリーダー、世話役の育成が大切だと思います。市の職員からもそういった方がたくさん出られることも大事ですし、市内にそういった方を1人でも増やしていただくということも非常に大事だと思いますので、引き続き頑張ってくださいと思います。

○C委員

防災士を求めていると事務局からお話があったのですが、例えば各自治会から女性防災士を出してくださいというように、女性防災士をつくるということに力を入れられてはいかがでしょうか。今の募集方法では、どうしても男性が多くなってくると思いますので、各自治会から女性防災士を出してくださいというくらい思い切った制度作りをされてはどうかと思います。

○事務局

担当課としても方法を考えているところかと思しますので、意見については担当課へ伝えます。平成21年の災害時にもありましたが、避難所での女子トイレ清掃など、男性職員のみでは対応しづらい場面があることは経験で分かっておりますので、十分に配慮していきたいと思っています。

○D委員

女性が活躍しようと思えば、男性のサポートが不可欠だと思いますので、お互いを尊重した取組が出来るようなものにしていただけたらと思います。

○副委員長

この春の人事異動を見ても、防府市では女性の活躍が進んできたと思っています。しかし、やはり職場はまだまだ男社会ですから、女性活躍を推進しようとしたときには、男性の理解が大事になってきます。男性の態度が女性の意欲も自然に引き出ししてくれる、そういう男性の同僚、管理職が1人でも多く育つことが男性も女性も活躍する社会へとつながると思います。男女共同参画というものは、女性にとって住みやすい社会ということではなく、老若男女一人ひとりが誰にとっても生きやすい社会にすることだと思います。このような理解は防府市でも年々進んでいるところですが、自治基本条例を通して、防府に関わりを持つ方の基本的な考え方になるようにしていくということが、自治基本条例の基本的な考え方だと思っています。

○委員長

そのほか、意見・質問等ありませんか。この協議会では条文の見直しも行なうということですが、条文そのものや解説について気になったところなどありませんか。次回以降の協議会でも構いませんのでまた意見等いただければと思います。

また、この後に疑問点などありましたら事務局へお願いします。

それでは、次回は今回の協議の中で出た質問や資料についての内容と、第8章以降の検証を行いたいと思います。本日はありがとうございました。

○事務局

日程 : 6月9日(金)午後6時30分から

場所 : 決定次第、別途通知

会議録 : 委員による内容確認の後、市HPで公表